

子ども・子育て一般施策等への移行等 の現状について

保育所等訪問支援

○ 事業の概要

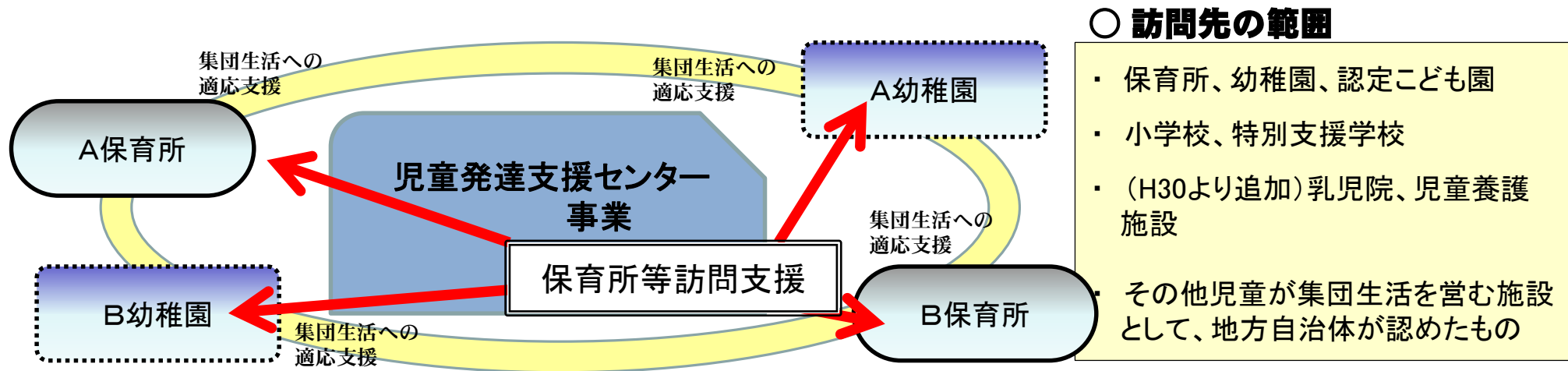
- ・ 保育所等を現在利用中の障害児、又は今後利用する予定の障害児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、訪問支援を実施することにより、保育所等の安定した利用を促進。

○ 対象児童

保育所や、児童が集団生活を営む施設に通う障害児

- * 「集団生活への適応度」から支援の必要性を判断
- * 発達障害児、その他の気になる児童を対象

相談支援事業や、スタッフ支援を行う障害児等療育支援事業等の役割が重要



○ 訪問先の範囲

- ・ 保育所、幼稚園、認定こども園
- ・ 小学校、特別支援学校
- ・ (H30より追加) 乳児院、児童養護施設
- ・ その他児童が集団生活を営む施設として、地方自治体が認めたもの

○ 提供するサービス

- ◆ 障害児が集団生活を営む施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を実施。
 - 〔 ①障害児本人に対する支援(集団生活適応のための訓練等)
 - ②訪問先施設のスタッフに対する支援(支援方法等の指導等) 〕
- ◆ 支援は2週に1回程度を目安。障害児の状況、時期によって頻度は変化。
- ◆ 訪問支援員は、障害児施設で障害児に対する指導経験のある児童指導員・保育士(障害の特性に応じ専門的な支援が必要な場合は、専門職)を想定。

保育所等訪問支援

○ 対象者

- 保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園その他児童が集団生活を営む施設に通う障害児であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた障害児（平成30年度から、乳児院及び児童養護施設に入所している障害児を対象に追加）。

○ サービス内容

- 保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行う。

○ 人員配置

- 訪問支援員
- 児童発達支援管理責任者 1人以上
- 管理者

○ 報酬単価（令和3年4月～）

■ 基本報酬

1,035単位

■ 主な加算

■ 訪問支援員特別加算(679単位)

→ 作業療法士や理学療法士、言語聴覚士、保育士、看護職員等の専門性の高い職員を配置した場合に加算

■ 初回加算(200単位)

→ 児童発達支援管理責任者が、初回訪問又は初回訪問の同月に保育所等の訪問先との事前調整やアセスメントに同行した場合に加算

○ 事業所数

958（国保連令和 4年 2月実績）

○ 利用者数

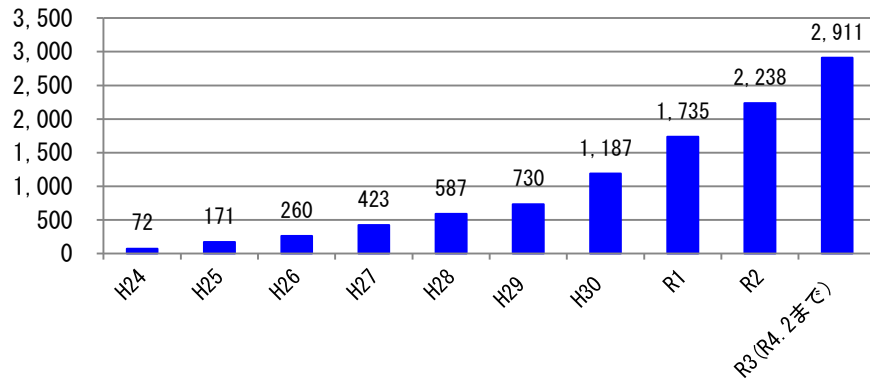
8,639（国保連令和 4年 2月実績）2

保育所等訪問支援の現状

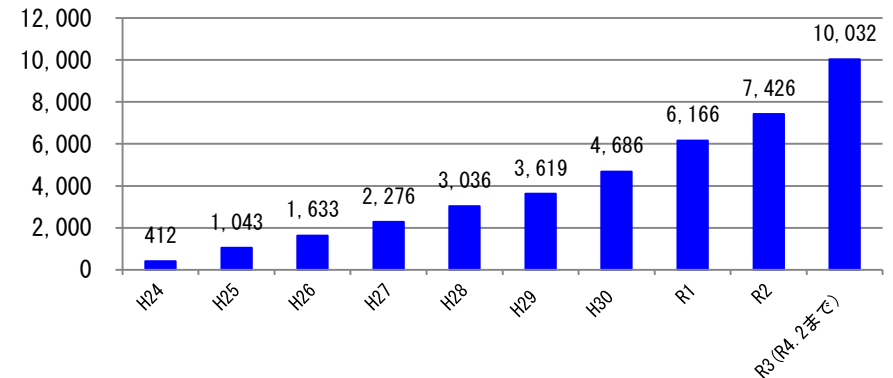
【保育所等訪問支援の現状】

- 令和2年度の費用額は約22億円であり、障害福祉サービス等全体の総費用額の0.08%、障害児支援全体の総費用額の0.4%を占めている。
- 平成24年度の新制度開始時に新規事業として創設。増加傾向ではあるが、児童発達支援、放課後等デイサービスと比較すると小規模。

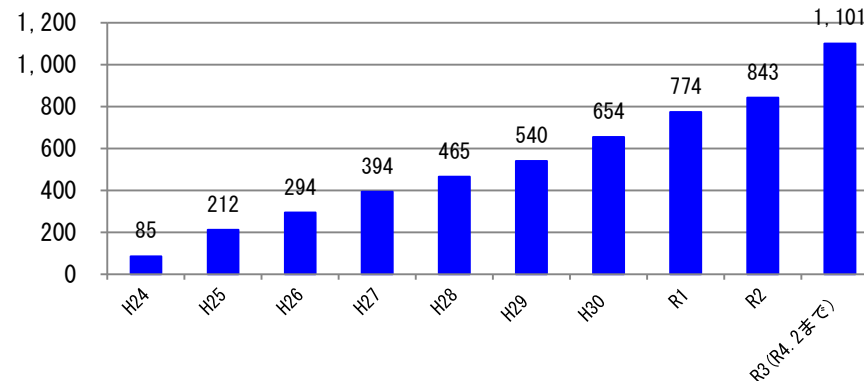
費用額の推移(百万円)



利用者数の推移(一月平均(人))



事業所数の推移(一月平均(か所))



※出典:国保連データ

保育所等訪問支援の支援対象の拡大 (H30~)

- 乳児院や児童養護施設の入所者に占める障害児の割合は3割程度となっており、職員による支援に加えて、発達支援に関する専門的な支援が求められている。(乳児院:28.2%、児童養護施設:28.5%/平成24年度)
- このため、保育所等訪問支援の対象を乳児院や児童養護施設に入所している障害児に拡大し、障害児本人に対して他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行うとともに、当該施設の職員に対して障害児の特性に応じた支援内容や関わり方についての助言等を行うことができることとする。

対象者の拡大

- 乳児院、児童養護施設に入所している障害児を対象者として追加
※現在の対象者は、以下の施設に通う障害児
 - ・保育所、幼稚園、小学校 等
 - ・その他児童が集団生活を営む施設として、地方自治体が認めるもの(例:放課後児童クラブ)

支援内容

- 児童が集団生活を営む施設を訪問し、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行う。
 - ①障害児本人に対する支援(集団生活適応のための訓練等)
 - ②訪問先施設のスタッフに対する支援(支援方法等の指導等)

保育所等訪問支援



集団生活への
適応のための
支援 等

訪問先



訪問対象
の拡大

改正後



児童発達支援ガイドライン

(平成29年7月24日付 障発0724第1号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)

イ 移行支援

地域社会で生活する平等の権利の享受と、地域社会への参加・包容(インクルージョン)の考え方に立ち、障害の有無にかかわらず、全ての子どもが共に成長できるように、障害のある子どもに対する「移行支援」を行うことで、可能な限り、地域の保育、教育等の支援を受けられるようになっていくとともに、同年代の子どもとの仲間作りを図っていくことが必要である。また、児童発達支援においては、障害のある子どもの発達の状況や家族の意向をアセスメントし、地域において保育・教育等を受けられるように保育所等への支援を行う「後方支援」の役割が求められている。

(ア)ねらい

- a 保育所等への配慮された移行支援
- b 移行先の保育所等との連携(支援内容等の共有や支援方法の伝達)
- c 移行先の保育所等への支援と支援体制の構築
- d 同年代の子どもとの仲間作り

(イ)支援内容

- a 具体的な移行を想定した子どもの発達の評価
- b 合理的配慮を含めた移行に当たっての環境の評価
- c 具体的な移行先との調整
- d 家族への情報提供や移行先の見学調整
- e 移行先との援助方針や支援内容等の共有、支援方法の伝達
- f 子どもの情報・親の意向等についての移行先への伝達
- g 併行通園の場合は、利用日数や時間等の調整
- h 移行先の受け入れ体制づくりへの協力
- i 相談支援等による移行先への支援
- j 地域の保育所等や子育て支援サークルとの交流

※児童発達支援ガイドラインより、移行支援該当部分のみ抜粋

現行、移行支援や関係機関との連携における報酬上の評価

保育・教育等移行支援加算	500単位/回(1回のみ) 障害児が地域において、保育・教育が受けられるよう支援を行うことにより、事業所を退所して保育所等に通うことになった場合
関係機関連携加算Ⅰ・Ⅱ	200単位/回(月1回を限度) 関係機関と連携して行う個別支援計画や連絡調整等を行った場合 ※Ⅰは保育所や学校と連携して個別支援計画等を作成 ※Ⅱは就学先・就職先と連携して連絡調整等

移行支援の現状について（令和3年 報酬改定検証調査より：回答1,126事業所）

※ 一般施策移行児童の個別の状況については、令和2年4月～令和3年9月で一般施策移行児童が1人以上いる事業所による回答（524人分）

○ 令和3年9月時点の併行通園児童の有無

あり	62.3%
なし（不明含む）	37.7%

○ 令和2年4月～令和3年9月の一般施策移行児童の有無

あり	20.8%
なし（不明含む）	79.2%

○ 移行時に事業所で利用していたサービス

児童発達支援（センター含む）	70.4%
医療型児童発達支援	12.2%
放課後等デイサービス	17.4%

○ 一般施策の移行先

【 児童発達支援（センター含む） 】

幼稚園	44.7%
保育所	37.7%
認定こども園	10.8%

【 放課後等デイサービス 】

放課後児童クラブ	48.8%
放課後子ども教室	46.2%

○ 移行時の年齢

児童発達支援（センター含む）	平均4.0歳
放課後等デイサービス	平均8.8歳

障害児保育の概要

1. 財政支援

1 現状

- 昭和49年度より予算補助事業として、障害児の保育に対応する職員を加配
- 平成15年度より当該事業を一般財源化し、**地方交付税により措置**
- 平成19年度より、対象児童を「特別児童扶養手当支給対象児童」から「軽度障害児」まで対象を拡大

2 平成30年度における改善点

- 保育所等における障害児の受入及び保育士等の配置の実態を踏まえ、**400億円程度から880億円程度**に拡充
- 包括算定経費（人口より算定）と個別算定経費（保育所在籍児童数より算定）により交付していたものを、**個別算定経費に一本化し、算定方法を受入障害児数による算定に変更**（令和2年度以降、障害児保育のための加配職員数も反映）

<対象の範囲> 平成19年度拡充部分

人件費	程度	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害
	重度				斜線
	中度				斜線
	軽度	斜線	斜線	斜線	斜線
物件費		斜線	斜線	斜線	斜線

<H30改善点>

H29 : 400億円程度

包括算定
(人口算定)

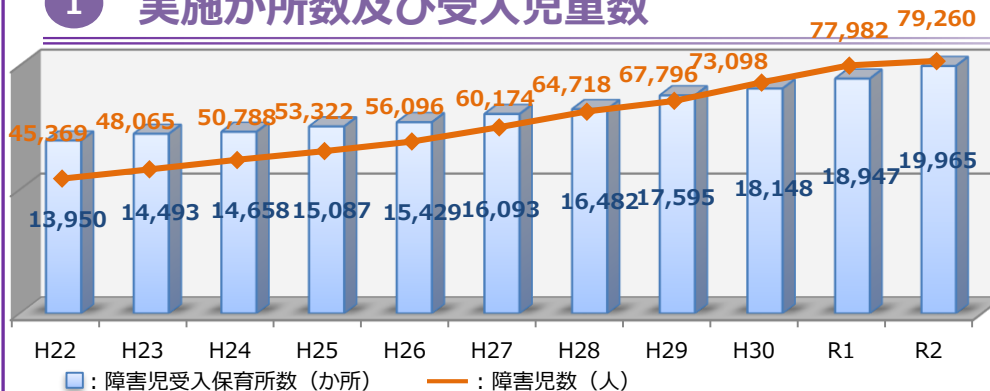
個別算定
(保育所在籍児童数算定)

H30 : 880億円程度

個別算定
(障害児数算定)

2. 現状

1 実施か所数及び受入児童数



2 障害児保育担当職員数 (R3.4.1時点)

単位：人

合計	常勤職員		非常勤職員	
	常勤職員	非常勤職員	常勤職員	非常勤職員
42,852	23,407	19,445		

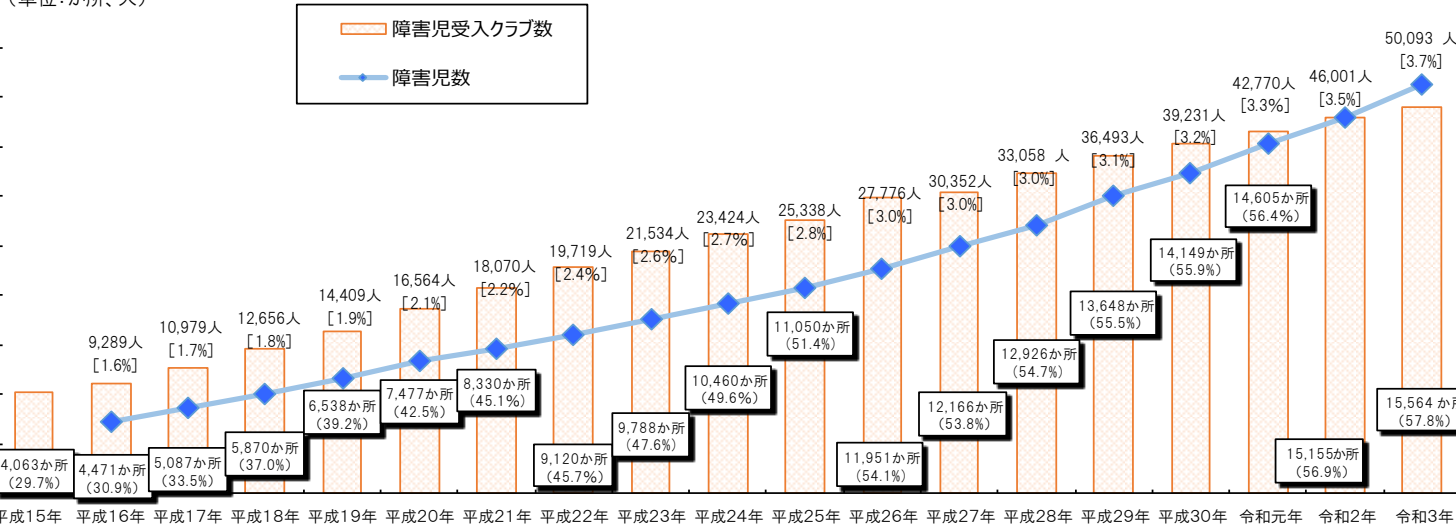
- ※厚生労働省子ども家庭局保育課調べ
- ※障害児数には、軽度障害児を含む
- ※障害児保育担当職員は、障害児保育を行うことを主として配置されている職員
- ※非常勤職員は実人数（常勤換算していないもの）

放課後児童クラブにおける障害児の受入れ推進について

<障害児受入れクラブ数及び障害児数の現状及び推移>

- 障害児の受入れクラブ数及び受入れ児童数は、**年々、着実に増加**。※令和3年5月現在 15,564クラブ、50,093人
- 令和3年においては、それぞれの調査開始時と比較して、**障害児受入れクラブ数が約3.8倍・障害児数が約5.4倍に増加**。

(単位:か所、人)



【「障害児」の対象】

- 「療育手帳若しくは身体障害者手帳を所持する児童、特別児童扶養手当証書を所持する児童又は、手帳等を所持していない場合であっても、医師、児童相談所、発達障害者支援センター等公的機関の意見等によりこれらの児童と同等の障害を有していると認められる児童」とし、市町村には柔軟な対応を求めている。

(注1) 5月1日現在(令和2年のみ7月1日現在)
(厚生労働省調)

(注2) ()内は、全クラブ数に占める割合、
[]内は全登録児童数に占める割合

(注3) クラブ数は平成15年から、
障害児数は平成16年から調査

<障害児の受け入れ推進のための国の補助>

【運営費】

① 障害児受入推進事業(放課後児童クラブ支援事業)

障害児の受入を推進するため、専門的知識等を有する支援員等を配置(1名)するために必要な経費の補助を行う。

⇒ 1支援の単位当たり加算補助額(年額):1,956千円(令和4年度予算)

② 障害児受入強化推進事業

➢ 障害児3人以上5人以下の受入れを行う場合については、①に加え、更に1名を、障害児6人以上8人以下の受入れを行う場合については、①に加え、更に2名を、障害児9人以上の受入れを行う場合については、①に加え、更に3名を配置するために必要な経費の補助を行う。

⇒ 1支援の単位当たり加算補助額(年額):職員1人当たり1,956千円(令和4年度予算)

➢ 医療的ケア児を受け入れるクラブには、⑦看護職員の配置や⑧当該児童への付き添い等による送迎や病院への付き添い等を行うため必要な経費の補助を行う。

⇒ 1支援の単位当たり加算補助額(年額)(令和4年度予算)

⑦:4,061千円 ⑧:1,353千円

③ 放課後児童クラブ障害児受入促進事業(放課後子ども環境整備事業)

障害児を受け入れるために必要なバリアフリー等の改修経費についても補助

⇒ 1事業所当たり補助額(年額):1,000千円(令和4年度予算)

【障害児受入れ推進に係る補助事業の沿革】

平成13年度 障害児受入促進試行事業の創設

[障害児を4人以上受け入れるクラブへの加算]

平成15年度 人数要件の緩和[障害児4人以上→2人以上]

平成18年度 人数要件の撤廃[障害児2人以上→1人以上]

平成20年度
・1クラブ当たり加算補助額(年額)の大幅な増
687千円→1,421千円

平成27年度 障害児受入強化推進事業の創設

平成29年度
・障害児受入強化推進事業の人数要件の緩和
[障害児5人以上→3人以上]

・医療的ケア児受入のための看護職員の配置

令和4年度 障害児受入強化推進事業の拡充

・6人以上8人以下、9人以上の場合の区分の創設

・医療的ケア児受入のための付き添いによる送迎等の実施

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正について

改正事項

- 児童福祉施設に関し以下の取組を行うため、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）等について以下の改正を予定している。
 - 児童福祉施設における児童の安全確保のための計画策定の義務化
 - 児童福祉施設における業務継続計画策定等の努力義務化
 - 保育所と児童発達支援事業の併設を可能とするため、設備及び人員の専従規定の緩和**
 - 保育所における看護師等のみなし配置に関する乳児の在籍人数要件の見直し
- ①、②については、児童自立生活援助事業所や放課後児童健全育成事業所など児童福祉施設以外の施設等についても、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）において同様の改正を実施予定。
- ①、②、③については家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）において同様の改正を実施予定。
- 各改正事項については、追って留意事項等をお示しする予定。

改正スケジュール（予定）

本年8月中旬～9月中旬 パブリックコメント実施中

本年10月上旬以降 公布

令和5年4月 施行

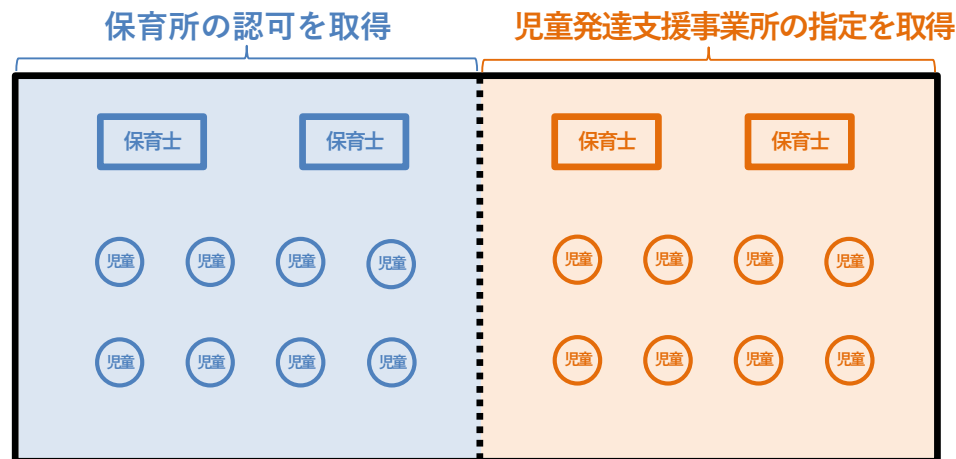
③ インクルーシブ保育について

令和3年10月25日第5回「地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会」提出資料を基に作成。

保育所と児童発達支援事業の併設を可能とするため、設備及び人員の専従規定の緩和を行う。

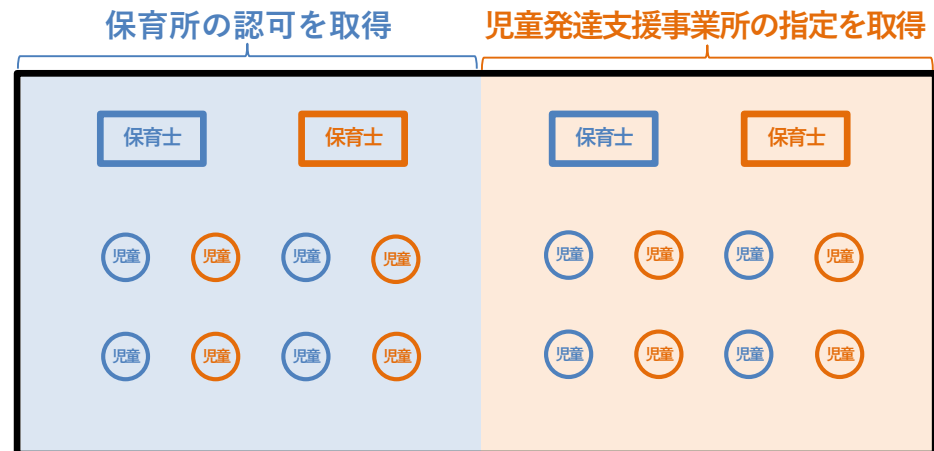
保育所と児童発達支援事業実所が同一施設で保育・療育を行う場合（イメージ）

○保育所の保育士と児童発達支援事業所の保育士がそれぞれで 保育・療育を行う場合



現行制度で実施可能

○保育所の保育士と児童発達支援事業所の保育士がともに保育・療育を行う場合



保育所及び児童発達支援事業所の設備運営基準の見直しが必要

具体的な取組内容

□検討を速やかに開始すべきもの

■中長期的な課題

②多様なニーズを抱えた保護者・子どもへの支援

- 子育て負担を軽減する目的（レスパイト・リフレッシュ目的）での一時預かり事業の利用促進や施設見学・ならし預かり等を経た事前登録制度の構築
- 保育所に通所していない児童を週1～2回程度預かるモデル事業やICT等を活用した急な預かりニーズへの対応
- 保育所と児童発達支援との一体的な支援（インクルーシブ保育）を可能とするための規制の見直し
- 一時預かり事業を通じた保護者への相談対応などの寄り添い型の支援の実施や、そのための職員研修の検討
- 医療的ケア児、障害児、外国籍の児童等対応に係る研修の検討・推進 等

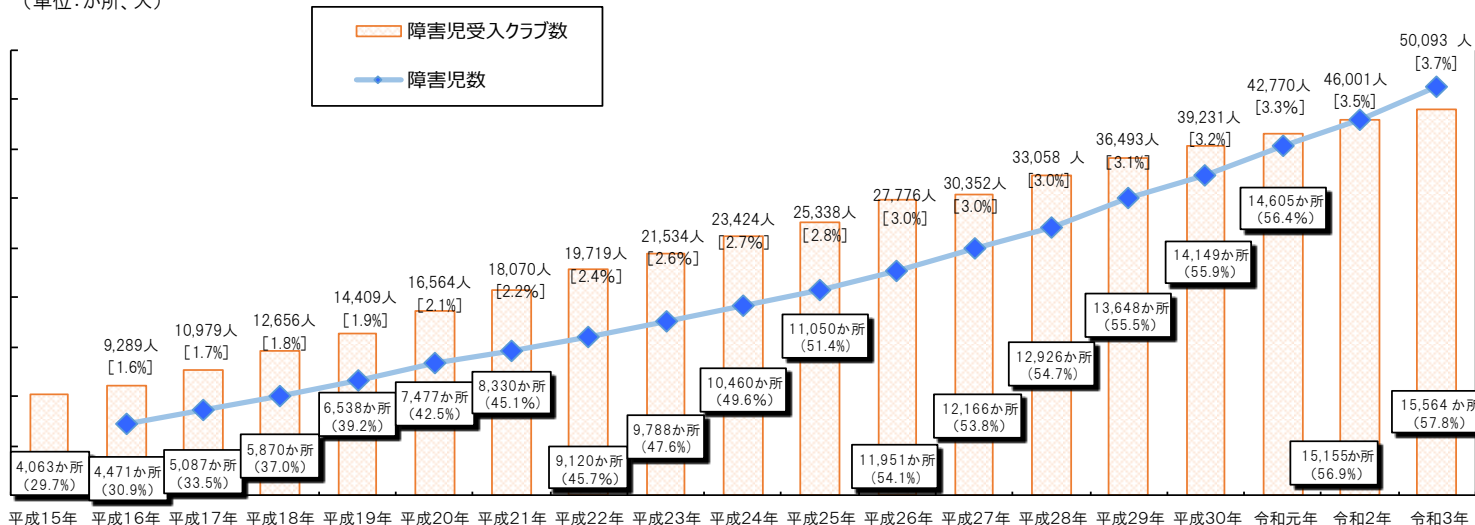
インクルージョンの推進について

放課後児童クラブにおける障害児の受入れ推進について

<障害児受入れクラブ数及び障害児数の現状及び推移>

- 障害児の受入れクラブ数及び受入れ児童数は、**年々、着実に増加**。※令和3年5月現在 15,564クラブ、50,093人
- 令和3年においては、それぞれの調査開始時と比較して、**障害児受入れクラブ数が約3.8倍・障害児数が約5.4倍に増加**。

(単位:か所、人)



【「障害児」の対象】

- 「療育手帳若しくは身体障害者手帳を所持する児童、特別児童扶養手当証書を所持する児童又は、手帳等を所持していない場合であっても、医師、児童相談所、発達障害者支援センター等公的機関の意見等によりこれらの児童と同等の障害を有していると認められる児童」とし、市町村には柔軟な対応を求めている。

(注1) 5月1日現在 (令和2年のみ7月1日現在)
(厚生労働省調)

(注2) () 内は、全クラブ数に占める割合、
[] 内は全登録児童数に占める割合

(注3) クラブ数は平成15年から、
障害児数は平成16年から調査

<受入れの状況> 令和3年5月1日現在 (厚生労働省調)

【学年別登録児童数】

学年	人数(対総数比)
小学1年生	12,235 (24.4%)
小学2年生	12,517 (25.0%)
小学3年生	11,050 (22.1%)
小学4年生	7,187 (14.3%)
小学5年生	4,457 (8.9%)
小学6年生	2,647 (5.3%)
計	50,093 (100.0%)

【受入れ数別クラブ数】

受入れ数	クラブ数(対総数比)
1人	5,035 (32.4%)
2人	3,436 (22.1%)
3人	2,320 (14.9%)
4人	1,522 (9.8%)
5人以上	3,251 (20.9%)
計	15,564 (100.0%)

【定員設定別クラブ数】

定員設定の有無	クラブ数(対総数比)
障害児受入れ 定員無し	11,530 (74.1%)
障害児受入れ 定員有り	4,034 (25.9%)
計	15,564 (100.0%)

障害児の受け入れに伴う補助事業について

※赤字下線は令和4年度予算において拡充

	障害児受入推進事業 (放課後児童クラブ支援事業)	障害児受入強化推進事業		放課後児童クラブ 障害児受入促進事業
		①障害児に対する支援	②医療的ケア児に対する支援	
趣 旨 容	障害児を受け入れるために必要な専門的知識等を有する放課後児童支援員等を1名配置。	障害児受入推進事業による放課後児童支援員等の配置に加えて、障害児を受け入れるために必要な専門的知識等を有する放課後児童支援員等について、 ⑦3人以上5人以下の場合は1名 ⑧6人以上8人以下の場合は2名 ⑨9人以上の場合は3名 配置。	⑦ 医療的ケア児を受け入れるために必要な看護師等を配置。 ※ 職員がたん吸引等を実施するための研修を受講するための代替職員の配置等、医療的ケア児の受け入れに必要な経費も補助対象 ⑧ 医療的ケア児を受け入れるために必要となる付き添い等による送迎や病院への付き添い等の支援	障害児を受け入れるために必要な改修、設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業
実施主体	市町村（特別区及び一部事務組合を含む。）※市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができる			
国庫補助 基準額 (案)	年額1,956千円 (1支援の単位当たり)	職員1人当たり年額1,956千円 (1支援の単位当たり)	⑦の場合：年額4,061千円 (1支援の単位当たり) ⑧の場合：年額1,353千円 (1支援の単位当たり)	年額1,000千円 (1事業所当たり)
補助率	国1/3、都道府県1/3、市町村1/3			

加配職員のイメージ

障害児の受入数

受入推進事業による職員加配補助

受入強化推進事業による職員加配補助

障害児1～2名を受け入れる場合



障害児3～5名を受け入れる場合



+



障害児6～8名を受け入れる場合



+



+



障害児9名以上を受け入れる場合



+



+



+



医療的ケア児1人を受け入れる場合



+



放課後児童クラブ運営指針（抜粋）

第3章 放課後児童クラブにおける育成支援の内容

2. 障害のある子どもへの対応

(1) 障害のある子どもの受入れの考え方

- 障害のある子どもについては、地域社会で生活する平等の権利の享受と、包容・参加（インクルージョン）の考え方に立ち、子ども同士が生活を通して共に成長できるよう、障害のある子どもも放課後児童クラブを利用する機会が確保されるための適切な配慮及び環境整備を行い、可能な限り受入れに努める。
- 放課後児童クラブによっては、新たな環境整備が必要となる場合なども考えられるため、受入れの判断については、子ども本人及び保護者の立場に立ち、公平性を保って行われるように判断の基準や手続等を定めることが求められる。
- 障害のある子どもの受入れに当たっては、子どもや保護者と面談の機会を持つなどして、子どもの健康状態、発達の状況、家庭の状況、保護者の意向等を個別に把握する。
- 地域社会における障害のある子どもの放課後の生活が保障されるように、放課後等デイサービス等と連携及び協力を図る。その際、放課後等デイサービスと併行利用している場合には、放課後等デイサービス事業所と十分な連携を図り、協力できるような体制づくりを進めていくことが求められる。

(2) 障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点

- 障害のある子どもが、放課後児童クラブでの子ども達との生活を通して共に成長できるように、見通しを持って計画的な育成支援を行う。
- 継続的な育成支援を行うために、障害のある子ども一人ひとりについて放課後児童クラブでの状況や育成支援の内容を記録する。
- 障害のある子どもの育成支援についての事例検討を行い、研修等を通じて、障害について理解する。
- 障害のある子どもの特性を踏まえた育成支援の向上のために、地域の障害児関係の専門機関等と連携して、相談できる体制をつくる。その際、保育所等訪問支援、障害児等療育支援事業や巡回支援専門員整備事業の活用等も考慮する。
- 障害のある子どもの育成支援が適切に図られるように、個々の子どもの状況に応じて環境に配慮するとともに、職員配置、施設や設備の改善等についても工夫する。
- 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）の理念に基づいて、障害のある子どもへの虐待の防止に努めるとともに、防止に向けての措置を講ずる。

関係法令（抜粋）

障害者基本法（昭和45年法律第84号）

（目的）

第1条 この法律は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）

（事業者における障害を理由とする差別の禁止）

第8条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

発達障害者支援法（平成16年法律第167号）

（放課後児童健全育成事業の利用）

第9条 市町村は、放課後児童健全育成事業について、発達障害児の利用の機会の確保を図るため、適切な配慮をするものとする。

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年法律第81号）

（保育所の設置者等の責務）

第6条 （略）

2 放課後児童健全育成事業（児童福祉法第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業をいう。以下この項及び第九条第三項において同じ。）を行う者は、基本理念にのっとり、当該放課後児童健全育成事業を利用している医療的ケア児に対し、適切な支援を行う責務を有する。

（略）

（保育を行う体制の拡充等）

第9条 （略）

3 放課後児童健全育成事業を行う者は、当該放課後児童健全育成事業を利用している医療的ケア児が適切な医療的ケアその他の支援を受けられるようにするため、看護師等の配置その他の必要な措置を講ずるものとする。